

第 4 1 1 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 1 9 . 2 . 1 3 提 案 分

区 分	議案No	議 案 名												
議 案 (65件)	予 算 案 (16件)	1 平成 1 9 年度 島 根 県 一 般 会 計 予 算												
		2 平成 1 9 年度 島 根 県 公 債 管 理 特 別 会 計 予 算 外 9 特 別 会 計 予 算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">2 公債管理</td> <td style="width: 33%;">3 証紙</td> <td style="width: 33%;">4 市町村振興資金</td> </tr> <tr> <td>5 母子寡婦福祉資金</td> <td>6 農林漁業改善資金</td> <td>7 中小企業近代化資金</td> </tr> <tr> <td>8 中海水中貯木場</td> <td>9 臨港地域整備</td> <td>10 流域下水道</td> </tr> <tr> <td>11 県営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	2 公債管理	3 証紙	4 市町村振興資金	5 母子寡婦福祉資金	6 農林漁業改善資金	7 中小企業近代化資金	8 中海水中貯木場	9 臨港地域整備	10 流域下水道	11 県営住宅		
		2 公債管理	3 証紙	4 市町村振興資金										
	5 母子寡婦福祉資金	6 農林漁業改善資金	7 中小企業近代化資金											
	8 中海水中貯木場	9 臨港地域整備	10 流域下水道											
	11 県営住宅													
1 1 1 2 ～ 1 1 1 6	平成 1 9 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 予 算 外 4 事 業 会 計 予 算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">1 2 病院 1 3 電気 1 4 工業用水道 1 5 水道 1 6 宅地造成</p> </div>													
条 例 案 (37件)	1 7	島根県知事の資産等の公開に関する条例及び島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 郵政民営化法及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、資産等報告書等に記載する事項の規定の整理 施行日：平成 1 9 年 1 0 月 1 日ほか												
	1 8	公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例 公立大学法人島根県立大学の設立に伴い、同法人における財産の処分等の制限に係る重要な財産を規定 ・ 7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万㎡以上に限る）又は動産 ・ 7,000万円以上の動産又は不動産の信託の受益権 施行日：平成 1 9 年 4 月 1 日												
	1 9	公立大学法人島根県立大学への職員の引継ぎに関する条例 公立大学法人島根県立大学の設立に伴い、同法人に職員を引き継ぐ県の内部組織を規定 施行日：平成 1 9 年 4 月 1 日												
	2 0	公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する条例 公立大学法人島根県立大学の設立及び同法人の設立により財団法人北東アジア地域学術交流財団が解散することに伴う関係条例（3条例）の所要の改正 施行日：平成 1 9 年 4 月 1 日												

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	2 1	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例（2条例）の規定の整理 施行日：政令で定める日又は公布の日のいずれか遅い日	
	2 2	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例（6条例）についての所要の改正 ・「盲学校、ろう学校及び養護学校」（総称：特殊教育学校）を特別支援学校とするなど 施行日：平成19年4月1日	
	2 3	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例（4条例）の規定の整理 施行日：平成19年4月1日ほか	
	2 4	島根県副知事定数条例 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、副知事の定数を規定 ・副知事定数：1人 施行日：平成19年4月1日	
	2 5	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の勧告に基づき、職員に対して支給する諸手当についての所要の改正 ①管理職手当の定額化 管理職手当の月額：給料月額に25/100の範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額 → 管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の25/100に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 ②扶養手当の改正 ・扶養親族たる子、父母等のうち3人目以降 5,000円 → 6,000円 施行日：平成19年4月1日	
	2 6	県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の勧告に基づき、教育職員に対して支給する諸手当についての所要の改正 ①管理職手当の定額化 管理職手当の月額：給料月額に25/100の範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額 → 管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の25/100に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 ②扶養手当の改正 ・扶養親族たる子、父母等のうち3人目以降 5,000円 → 6,000円 施行日：平成19年4月1日	

区 分		議案No	議 案 名																		
条例案 つづき	27	<p>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告に基づき、教職員に対して支給する諸手当についての所要の改正</p> <p>①管理職手当の定額化 管理職手当の月額：給料月額に25/100の範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額 → 管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の25/100に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>②扶養手当の改正 ・扶養親族たる子、父母等のうち3人目以降 5,000円 → 6,000円 施行日：平成19年4月1日</p>																			
	28	<p>知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>知事等の給与の減額期間を1年間延長するための所要の改正など</p> <p>①減額期間：平成19年度まで ②病院事業管理者の給与の減額 ・減額率：給料月額の15% ・減額期間：平成19年度 施行日：①公布の日 ②平成19年4月1日</p>																			
	29	<p>職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>一般職の職員の給与の減額期間を1年間延長するための所要の改正など</p> <p>①減額期間：平成19年度まで ②管理職手当の定額化に伴う減額方法の改正 施行日：①公布の日 ②平成19年4月1日</p>																			
	30	<p>島根県職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>行財政改革に伴う定数の削減と、地方公営企業の定員管理の明確化を図るための所要の改正</p> <p>①職員定数の改正</p> <table border="1" data-bbox="517 1435 1331 1626"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局の職員</td> <td>4,122人</td> <td>3,703人</td> <td>△419人</td> </tr> <tr> <td> 一般会計に属する職員</td> <td>4,030人</td> <td>3,663人</td> <td>△367人</td> </tr> <tr> <td> 特別会計に属する職員</td> <td>92人</td> <td>40人</td> <td>△52人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局の職員</td> <td>313人</td> <td>302人</td> <td>△11人</td> </tr> </tbody> </table> <p>②地方公営企業の特別会計に属する職員の定数の規定を削除 など 施行日：平成19年4月1日</p>	区 分	改正前	改正後	増 減	知事の事務部局の職員	4,122人	3,703人	△419人	一般会計に属する職員	4,030人	3,663人	△367人	特別会計に属する職員	92人	40人	△52人	教育委員会の事務部局の職員	313人	302人
区 分	改正前	改正後	増 減																		
知事の事務部局の職員	4,122人	3,703人	△419人																		
一般会計に属する職員	4,030人	3,663人	△367人																		
特別会計に属する職員	92人	40人	△52人																		
教育委員会の事務部局の職員	313人	302人	△11人																		

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	3 1	島根県企業局職員定数条例 地方公営企業の定員管理の明確化を図るため、企業局の職員の定数を規定 ・職員定数：93人 施行日：平成19年4月1日	
	3 2	島根県病院局職員定数条例 地方公営企業の定員管理の明確化を図るため、病院局の職員の定数を規定 ・職員定数：856人 施行日：平成19年4月1日	
	3 3	県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例 児童数及び生徒数の変動等に伴う、職員定数の改正 ・高等学校教育職員 1,759人 → 1,716人 ・高等学校事務職員等 217人 → 214人 ・特別支援学校教育職員 854人 → 878人 ・小学校及び中学校教育職員 5,331人 → 5,276人 ・小学校及び中学校事務職員等 432人 → 409人 施行日：平成19年4月1日	
	3 4	島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 行政需要の変動に伴う、職員定数の改正 ・警察官 1,450人 → 1,460人 施行日：平成19年4月1日	
	3 5	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 公立大学法人島根県立大学への業務の円滑な移行などのため、職員を派遣することができる公益法人等を追加 施行日：平成19年4月1日ほか	

区 分	議案No	議 案 名																																																												
条例案 つづき	36	<p>使用料及び手数料の額の改定等に関する条例 経済情勢の変動等に伴い、各種使用料及び手数料の額の改定 (改定の主なもの)</p> <p>・使用料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業大学校授業料</td> <td>111,600</td> <td>118,800</td> </tr> <tr> <td>高等技術校授業料</td> <td>111,600</td> <td>118,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>・手数料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>現 行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○産業技術センター手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(改定)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定性分析を依頼しようとする者 ほか</td> <td>280 ～ 106,190以内</td> <td>330 ～ 127,420以内</td> </tr> <tr> <td>開放機器使用者及び分析等を依頼しようとする者</td> <td>—</td> <td>560以内</td> </tr> <tr> <td>開放機器使用者のうち設備機器の指導を受ける者</td> <td>—</td> <td>3,380</td> </tr> <tr> <td>分析等の依頼者のうち分析等にかかる試料の調整を依頼しようとする者</td> <td>—</td> <td>5,080以内</td> </tr> <tr> <td>○構造計算適合性判定手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる者</td> <td>—</td> <td>159,000～ 430,000</td> </tr> <tr> <td>構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによる者</td> <td>—</td> <td>211,000～ 763,000</td> </tr> <tr> <td>○建築確認申請手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間検査を受けようとする者</td> <td>—</td> <td>9,000～ 330,000</td> </tr> <tr> <td>中間検査を受けた建物の完了検査を受けようとする者</td> <td>—</td> <td>9,000～ 370,000</td> </tr> <tr> <td>○自動車運転免許手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転免許試験を受けようとする者</td> <td>1,650～6,650</td> <td>1,650～8,650</td> </tr> <tr> <td>自動車の運転について必要な技能の有無に関する検査を受けようとする者</td> <td>2,550～5,300</td> <td>3,950～7,650</td> </tr> <tr> <td>免許の限定解除を受けるための審査を受けようとする者 ほか</td> <td>1,150 ～ 22,050</td> <td>1,150 ～ 24,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(14条例の改正) 施行日：平成19年4月1日ほか</p>	区 分	現 行	改定後	農業大学校授業料	111,600	118,800	高等技術校授業料	111,600	118,800	手数料を納めなければならない者	現 行	改定後	○産業技術センター手数料			(改定)			定性分析を依頼しようとする者 ほか	280 ～ 106,190以内	330 ～ 127,420以内	開放機器使用者及び分析等を依頼しようとする者	—	560以内	開放機器使用者のうち設備機器の指導を受ける者	—	3,380	分析等の依頼者のうち分析等にかかる試料の調整を依頼しようとする者	—	5,080以内	○構造計算適合性判定手数料			構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる者	—	159,000～ 430,000	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによる者	—	211,000～ 763,000	○建築確認申請手数料			中間検査を受けようとする者	—	9,000～ 330,000	中間検査を受けた建物の完了検査を受けようとする者	—	9,000～ 370,000	○自動車運転免許手数料			運転免許試験を受けようとする者	1,650～6,650	1,650～8,650	自動車の運転について必要な技能の有無に関する検査を受けようとする者	2,550～5,300	3,950～7,650	免許の限定解除を受けるための審査を受けようとする者 ほか	1,150 ～ 22,050	1,150 ～ 24,700
	区 分	現 行	改定後																																																											
	農業大学校授業料	111,600	118,800																																																											
高等技術校授業料	111,600	118,800																																																												
手数料を納めなければならない者	現 行	改定後																																																												
○産業技術センター手数料																																																														
(改定)																																																														
定性分析を依頼しようとする者 ほか	280 ～ 106,190以内	330 ～ 127,420以内																																																												
開放機器使用者及び分析等を依頼しようとする者	—	560以内																																																												
開放機器使用者のうち設備機器の指導を受ける者	—	3,380																																																												
分析等の依頼者のうち分析等にかかる試料の調整を依頼しようとする者	—	5,080以内																																																												
○構造計算適合性判定手数料																																																														
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる者	—	159,000～ 430,000																																																												
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによる者	—	211,000～ 763,000																																																												
○建築確認申請手数料																																																														
中間検査を受けようとする者	—	9,000～ 330,000																																																												
中間検査を受けた建物の完了検査を受けようとする者	—	9,000～ 370,000																																																												
○自動車運転免許手数料																																																														
運転免許試験を受けようとする者	1,650～6,650	1,650～8,650																																																												
自動車の運転について必要な技能の有無に関する検査を受けようとする者	2,550～5,300	3,950～7,650																																																												
免許の限定解除を受けるための審査を受けようとする者 ほか	1,150 ～ 22,050	1,150 ～ 24,700																																																												
	37	<p>島根県県税条例の一部を改正する条例 自動車税の証紙徴収及び自動車取得税の賦課徴収に係る権限の委任等について所要の改正</p> <p>・賦課徴収機関：総務部税務課 → 東部県民センター ・職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の整理</p> <p>施行日：平成19年4月1日</p>																																																												
	38	<p>島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の改正に伴う規定の整理</p> <p>施行日：公布の日</p>																																																												

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	39	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請に伴う所要の改正 ・対象市町村：松江市外18市町村 ・移譲する事務：保安林の指定・解除等に関する事務 など 施行日：平成19年4月1日ほか	
	40	島根県迷惑行為防止条例 多様化した迷惑行為に的確に対処するため、迷惑行為に対する規制及び罰則を強化することについての所要の改正 ①題名の改正：「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」 → 「島根県迷惑行為防止条例」 ②改正内容：危険器具の不当携帯行為の禁止規定の新設 罰則の引上げ・新設 両罰規定の新設 など ③押売等の防止に関する条例を統合 施行日：平成19年6月1日	
	41	島根県留置施設視察委員会条例 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県留置施設視察委員会の組織及び運営に関し必要な事項を規定 施行日：政令で定める日又は公布の日のいずれか遅い日	
	42	島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例 介護保険法、障害者自立支援法において高齢者等からの相談業務等を市町村が行うことになったことに伴い、島根県立総合福祉センターに設置する高齢者・障害者総合相談センターを廃止 施行日：平成19年4月1日	
	43	島根県病院事業管理者の給与等に関する条例 病院事業管理者の給料、手当及び旅費並びにその支給方法について必要な事項を規定 ・給料、地域手当（医師に限る）、通勤手当、期末手当を支給 ・給料月額：80万円（医師でない場合）、100万円（医師の場合） など ・職員の退職手当に関する条例の改正（病院事業管理者を支給対象に追加） 施行日：平成19年4月1日	
	44	島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例 地方公営企業法の規定に基づき病院局職員の給与の種類及び基準について必要な事項を規定 ・給与の種類及び基準 ・関係6条例の規定の整理 施行日：平成19年4月1日	

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	4 5	島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例 青少年の健全な育成を図るため、インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止、有害図書類の包括的な指定等についての所要の改正 施行日：平成19年4月1日 (一部 平成19年7月1日)	
	4 6	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、改善命令等を受けた精神科病院の管理者が入院中の任意入院者の症状等を報告することについて必要な事項を規定 施行日：公布の日	
	4 7	感染症診査協議会条例の一部を改正する条例 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正及び結核予防法の廃止により、結核診査協議会を感染症診査協議会に統合するための所要の改正 施行日：平成19年4月1日	
	4 8	県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 社会情勢の変動等に伴う所要の改正 ・廃止：他校兼務手当、本分校勤務手当、家畜飼育作業従事手当（牛の削蹄作業） 教務手当 ・改正：教員特殊業務手当（部活動指導業務） 4時間以上従事：1,200円/日 → 2時間以上4時間未満従事：600円/日 4時間以上従事：1,200円/日 施行日：平成19年4月1日	
	4 9	しまね教育の日を定める条例の一部を改正する条例 教育基本法の改正に伴う規定の整理 施行日：公布の日	
	5 0	貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 県立学校統合再編成通学支援資金制度を設けることに伴い、その返還債務の免除に関する規定を追加 施行日：平成19年4月1日	
	5 1	島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例 経済情勢の変動等に伴う県立高等学校の授業料及び受講料の改定 ・授業料の額の改定 115,200円 → 118,800円（全日制・専攻科） 25,200円 → 28,800円（定時制） 施行日：平成19年4月1日	

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	5 2	島根県神戸川河口暫定防災対策事業基金条例を廃止する条例 二級河川神戸川が一級河川斐伊川水系に編入されたことにより、神戸川河口部分の管理者が国土交通大臣に変更されたことに伴う条例の廃止 施行日：公布の日	
	5 3	島根県営住宅条例の一部を改正する条例 入居者駐車場の使用の許可にあたっての公平性の確保と事務処理の円滑化を図るため、許可に関する基準等の所要の改正 施行日：平成19年4月1日	
一 般 事件案 (12件)	5 4	公立大学法人島根県立大学中期目標について 公立大学法人島根県立大学の設立に際し、同大学に指示する中期目標を定める ・根拠法令：地方独立行政法人法第25条	
	5 5	包括外部監査契約の締結について 平成19年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約 ・契約金額：17,500千円を上限 ・契約の相手方：福田龍太（公認会計士）	
	5 6	全国自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入並びにこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について 全国自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入による変更（平成19年4月政令指定都市に移行）及び規約変更	
	5 7	公平委員会の事務の受託について 対象：島根県後期高齢者医療広域連合 受託年月日：平成19年4月1日	
	5 8	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立青少年の家） ・指定する相手方：北陽ビル管理㈱ ・指定する期間：平成19年4月1日から3年間	
	5 9	公の施設の指定管理者の指定について（島根県立古墳の丘古曾志公園） ・指定する相手方：北陽ビル管理㈱ ・指定する期間：平成19年4月1日から3年間	
	6 0	一級河川の指定等について 河川改修工事に伴い刈藻谷川放水路ほか4河川を一級河川に指定、変更及び廃止するための国土交通大臣の意見照会に対する異議のない旨の意見 ・根拠法令：河川法第4条	
	6 1	財産の処分について ・処分財産：土地 23,660.23㎡ ・処分方法：売却（随意契約） ・処分の相手方：出雲市 ・処分金額：1,636,220,555円	

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	6 2	契約の締結について	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業延屋^{のぶや} 2期地区（仮称）延屋トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：731,850,000円 工期：平成20年7月30日 契約の相手方：中筋組・祥洋建設特別共同企業体 施工場所：大田市大屋町地内
	6 3	契約の締結について	主要地方道津和野田万川線^{たまがわむらき}邑輝Ⅱ工区地方道路 交付金（改良）（仮称）新昭和トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：2,097,900,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して580日目にあたる日 契約の相手方：奥村組・半田組・河野建設特別共同企業体 施工場所：鹿足郡津和野町邑輝地内
	6 4	契約の締結について	一般県道浜乃木湯町線^{かきせん}湯町工区地方道路交付金 （改良）（仮称）花仙トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：878,850,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して540日目にあたる日 契約の相手方：松江土建・豊洋建設特別共同企業体 施工場所：松江市玉湯町湯町地内
	6 5	変更契約の締結について	益田川治水ダム建設事業笹倉ダム再開発工事 変更契約金額：1,294,667,850円（176,417,850円増額） 契約の相手方：熊谷組・大畑建設・野村組特別共同企業体 施工場所：益田市美都町笹倉地内
報 告 （3件）	報告 1	専決処分事件の報告について（変更契約の締結）	2件 ・主要地方道六日市匹見線笹山Ⅱ工区地方道路交付金（改良）（仮称）檜田 ^{かした} トンネル工事 808,033,800円（4,193,700円減額） ・一般県道久城インター線久城工区地方道路交付金（橋梁）高津川橋梁上部工工事 1,422,015,000円（5,985,000円減額）
	報告 2	専決処分事件の報告について（事故による損害賠償）	9件 ・所持品損傷事故 1件 賠償額合計 26,250円 ・交通事故 5件 賠償額合計 750,567円 ・落石事故等 3件 賠償額合計 150,214円
	報告 3	専決処分事件の報告について（訴えの提起）	2件 県営住宅家賃長期滞納者に対する明渡訴訟 対象者3名